

改訂「レッドデータおきなわ」への対応は？

⇒ 工事による影響を排除し、埋立区域外の周辺環境の保全に万全を期することで、希少な生物の保全を図っていく考えです。

- ✦ 改訂「レッドデータおきなわ」(動物編)では、これまで普通種として扱われていた種の希少価値が見直され、多くの動物(特に貝類)の希少性が新たに位置づけられました。
 - これまで事業者が確認してきた種を新たな位置づけで再整理すると、魚類3種、甲殻類11種、貝類99種(うち絶滅危惧IA類2種、IB類14種、絶滅危惧II類25種)の合計113種が希少動物として位置づけられ、平成17年12月及び平成18年3月にその結果を県知事に報告しました。
- ✦ しかしながら、これらのほとんどの種が、埋立予定地の中だけでなく、埋立予定地以外にも広く生息が確認されており、これまでと同様、**工事による影響を排除し、埋立区域外の周辺環境の保全に万全を期することで、新たな希少動物種の保全も可能と判断しています。(資料4参照)**
 - これまで事業者が実施してきた数多くの調査においても確認されていない種がいくつか改訂「レッドデータおきなわ」に記載されています。その種を探し求める調査は、生態系そのものを乱す危険性もあることから実施しませんが、**今後の監視調査で存在が確認された場合は、環境アセスメントの手続きに従って、県知事に報告を行うこととなります。**